

# 運 営 規 約

千早サッカークラブ

創立 1991 年

## 【 名 称 】

第1条 本クラブは、千早サッカークラブと称する。

## 【 目 的 】

第2条 本クラブは、地域社会教育の一環として、会則に則り、サッカーを通じてクラブ参加児童の心身を鍛錬するとともに、協調の精神を養い、健康で明るい児童の育成を目的とする。

## 【 組 織 】

第3条 本クラブは小学校の児童のうち、クラブ入会児童を対象とし、その保護者（以下「会員」という。）をもって組織する。  
この団体の所在地を千早公民館内におく。

## 【 運 営 】

第4条 本クラブは、次の運営委員及び事務局により運営する。

運営委員	監 督	1名	
	コ ー チ	数名	
事務局	事 務 局 長	1名	書記（HP管理） 1名
	マネージャー	2名	書記（会計業務） 1名
	会 計	1名	公 民 館 係 1名

## 【 運営委員及び事務局役員の選出方法と任期 】

第5条 運営委員及び事務局役員は総会において選任する。

- 2 原則として事務局長は6学年の会員から選出する。
- 3 会計、書記、マネージャーはそれぞれ6学年及び3学年の会員から選出する。
- 4 公民館係は千早校区の会員の中から選出する。
- 5 任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。
- 6 事務局役員の選出方法は、先ず立候補を募り、立候補者がいない場合は原則として、入部歴の長い方より（役員などの経験者を除く）順に選出対象とする。

## 【 運営委員及び事務局役員の任務 】

第6条 運営委員及び事務局役員の任務は次の通りとする。

運営委員	監 督	児童の指導及びクラブを総括する。
	コ ー チ	監督の補助及び児童の指導にあたる。
事務局	事 務 局 長	事務局を総括する。
	書 記	クラブの諸活動についての記録、保管する。
	会 計	クラブの会計を担当する。
	マネージャー	クラブの活動に伴う内外の調整をする。
	公 民 館 係	公民館及び小学校との連絡調整を行う。

## 【 顧 問 】

第6条の2 本クラブに、総会の決議によって、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、長年にわたって本クラブの活動に貢献し、運営委員を退任した者の中から選任する。
- 3 顧問は、本クラブの運営に関し、必要に応じて意見を述べることができる。

## 【 運 営 委 員 会 】

第7条 運営委員会は、必要に応じ事務局が招集する。

## 【 総 会 】

第8条 総会は、毎年3月に事務局が招集し開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することがある。

総会は、会員の過半数の出席（もしくは委任状）をもって成立する。

## 【 総会の招集権 】

第9条

- 1 会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的を示して総会の開催を事務局長に請求することができる。  
事務局長は、2週間以内の日をもって、会員に臨時総会の招集通知を発し、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。
- 2 事務局長が前項の通知を発しない場合は、前項の会員代表者にて、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席（もしくは書面による代理人を含む）をもって成立するものとする。  
議決の採否は、会員の過半数をもって採決するものとする。

## 【 入 会 】

第10条

- 1 本クラブへ入会する場合は、希望児童の保護者が入会誓約書に署名の上、事務局に届け出るものとする。
- 2 入会時の諸経費として、3,000円徴収する。なお、同一家族における2人目以降は2,000円徴収する

## 【 保 険 】

第11条 本クラブ参加児童は、「スポーツ損害保険」 に加入することを義務とする。

## 【 責 任 】

第12条 クラブ活動中における本クラブの責任は、前条の保険の範囲に限るものとし、それ以外は一切の責任を負わないものとする。

## 【 退 会 】

第13条 本クラブを退会する場合は、退会届を事務局に届け出るものとする。

## 【 運 営 費 用 】

第 14 条 本クラブは、クラブ運営費及び寄付等で運営する。

1 クラブ運営費は、児童一人につき

会 費 月額 高学年 3, 0 0 0 円 低学年 2, 0 0 0 円

諸経費 年額 3, 0 0 0 円

とする。

2 会費は、同一家族における 2 人目以降も同様とし、毎月、月末までの前納制とする。  
なお、徴収した会費は原則として返却しない。

3 会費は、出欠の有無にかかわらず徴収する。ただし、長期欠席の場合は、その都度事務局役員で対応を協議の上、決定する。

4 新入会員は、入会日が 1 5 日以前であればその月の会費を支払い、1 6 日以降であれば翌月から会費を納めることとする。

5 諸経費は、同一家族における 2 人目以降は 2, 0 0 0 円とし、毎年 4 月に徴収する（入会年度を除く）。

## 【 会 計 年 度 】

第 15 条 会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日とする。

## 【 監 査 】

第 16 条 5 年生及び 2 年生会員の中から各 1 名を選出し、会計年度末に業務及び会計について監査を行うものとする。

## 【 別に定める規定 ～ 規約に規定されていない場合の取扱いについて 】

第 17 条 クラブ運営上、規約に規定されていない緊急な事項が発生した場合、及び軽微な事項事項についての規定決定は、役員全員の合意があれば、総会による決議を経ないで規約を設定できるものとする。

ただし、役員の同意が得られない場合は、総会にて審議するものとする。および、役員会にて定めた規定は、速やかに会員に報告するものとする。

一部改正

平成 1 1 年 2 月 7 日

平成 1 2 年 3 月 4 日

平成 1 6 年 3 月 8 日

平成 1 7 年 3 月 6 日

平成 2 5 年 3 月 9 日

平成 2 9 年 7 月 1 2 日

平成 3 0 年 3 月 4 日

令和 2 年 2 月 2 9 日

令和 3 年 1 月 3 1 日

令和 4 年 3 月 5 日